

さいたま市岩槻区選挙管理委員会告示第3号

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、  
さいたま市岩槻区の選挙人名簿の登録の移替えを、次の期間延期する。

令和8年1月19日

さいたま市岩槻区選挙管理委員会

委員長 内藤和夫

登録の移替えを延期する期間

令和8年1月19日から令和8年2月8日まで

掲示期間

1／1 9～2／2